

様式第一号(第三条の2関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月15日	
岩手県知事 達増拓也殿	
提出者 住 所 埼玉県川口市新堀140-2 氏 名 株式会社シグマ製作所 代表取締役 大庭 貴子 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0191-82-5481	
岩手県循環型地域社会の形成に関する条例第9条の2第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社シグマ製作所花泉工場
事業場の所在地	岩手県一関市花泉町油島字南沢97-156
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業(鉄鋼業)
②事業の規模	製造製品出荷額 13億円
③従業員数	48名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	鋳さい、紙くず、廃プラスチック類、木くず→ 委託処分

(日本工業規格



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
社長（廃棄物管理責任者） 工場管理室長（廃棄物処理等責任者）						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	鉋さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	排 出 量	591.8 t	6.3 t	12.8 t	2.19 t	2.91 t
	（これまでに実施した取組） ・ 鉋さい→再生業者に再生依頼をしている。 粉塵をラインに戻す装置を設置した。 ・ 紙くず→副資材納入の中に緩衝材が多く入ってきており、納入業者に引き取りを依頼した ・ 木くず→材料在庫用の木パレの一部を出荷用として使用し削減を図った					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	鉋さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	排 出 量	580 t	6 t	10 t	0 t	1.0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 鉋さい→5年計画で排出量を500 t 以下にする ① 鋳物砂の管理制度を上げ、粉じんの再利用化を拡大 ② 集塵された粉塵を再び製造ラインに戻す装置を他の集塵機にも設置するか検討する。 ・ 紙くず→リサイクル業者に委託する					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 粉じんに含まれる石炭・ベントナイトを社内再利用に展開 ・ 粉じんを製造ラインに戻す装置を設置し、排出自体を抑える。					
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 粉じんに含まれる石炭・ベントナイトを社内再利用に展開 ・ 粉じんを製造ラインに戻す装置の水平展開を検討する。					

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	鉋さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	226.0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・粉じんに含まれる石炭・ベントナイトを社内再利用に展開した					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	鉋さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	250 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ① 石炭・ベントナイトの社内再利用の拡大 ② 鋳物生砂再利用 同業他社への拡大 ③ 鋳物生砂の再生 (再生機導入及び業者委託)					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	鉋さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行っていない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	鉋さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理する予定はない。					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	鋳さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	鋳さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) —					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	鋳さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	全 処 理 委 託 量	591.8 t	6.3 t	12.8 t	2.19 t	2.91 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	6.3 t	12.8 t	2.19 t	2.91 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	591.8 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ① 鋳さいについては、全量再生利用業者への処理委託をしている。 ② 紙くず、廃プラスチック、木くずについては優良認定業者へ処理委託している。					

(第5面)

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	鉦さい	紙くず	廃プラ	木くず	その他
	全処理委託量	580 t	6 t	10 t	0 t	1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	6 t	10 t	0 t	1 t
	再生利用業者への 処理委託量	580 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)					
	① 鉦さいについては、余剰砂を再生利用業者への処理委託を継続する。					
	② 紙くず、廃プラスチックについては優良認定業者へ処理委託を継続する。					
	③ 鉦さいに含まれる粉塵は排出を抑えると共に、社内再利用を拡大し委託量を抑える。					
※事務処理欄						

備考

- 1 この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所ごとに1枚作成し、岩手県循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第3条の2の基準に従って作成した産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に添えて提出すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。